

第18号（2008－2） 2008年7月30日

大学評価学会通信

目次

◆ 第25回 研究会のご案内	1
◆ 第24回 研究会を開催しました	2
◆ 会費納入のお願い	2
◆ シリーズ 大学評価をめぐる動向 第1回	3
◆ 大学評価学会の日誌	4

第25回研究会のご案内

前年度までの秋の研究集会に代わりまして、今年度からこの時期に下記の通り定例の研究会を行います。残暑厳しき折ですが、お誘い合わせの上ふるってご参加ください。

日時 2008年8月30日（土）10：30～17：00

場所 キャンパスプラザ京都 2階 第2会議室（JR京都駅ビル駐車場西側、京都中央郵便局西側）

内容：午前の部（10:30～12:00）

テーマ 「PDCAサイクルと大学評価」

発表者 平井 孝治氏（元立命館大学教授）

尚、本研究発表は龍谷大学国際社会文化研究所・指定研究（細川グループ）との共催です。

午後の部（13:30～17:00）

シンポジウム 「あらためて、大学職員の専門性を問う」

発表者 田村幸男氏（関西外国語大学事務局長、前国立大学法人 山形大学理事
（財務、EM担当））

塩野博雄氏（立教大学職員）

楯一也氏（名城大学職員、名古屋大学大学院生）

その他：参加費無料

終了後に懇親会を予定しています（準備の都合がありますので、懇親会については、出来るだけ、事前にお申し込みいただけると幸いです）。

現在、大学改革の時代において、大学職員は国・公・私を問わずその存在価値が再認識され、その役割が再構築されようとしている。このような大学職員への新たな役割や位置づけへの期待は、それが大学改革の動きと連動していることもあり、これまでになく大きなまた急速な変化を大学職員の現場に招来している。

大学職員の役割や位置づけが重要視されることは、大学職員全体にとってはその地位の向上を果たすことであり、これを否定することをな

すものではない。しかし、大学改革と連動した大学職員論の台頭は、トップマネジメントに限定した特定の幹部職員層のみの権限の集中と地位の向上を述べているものもあり、大学職員の全体としての成長や発展の観点が語られることが少なくなったことも事実である。

今回、これまでの研究会のひとつの区切りとして、「あらためて、大学職員の専門性を問う」というテーマを設定した。これまでの大学職員は、ジェネラリスト養成が主体であり、専門性

ある職員の養成について論じられることは多くはなかった。しかし、大学改革の時代においては、大学職員の役割と位置づけを再考する一つの概念として「専門性」が再浮上している。この新たな「専門性」は従来のスペシャリストで

はなく、プロフェッショナルとしての「専門性」であるとも言われている。大学職員と専門性のある方を検討することにより、まさに「あらためて大学職員の役割を問う」契機となることを期待したい。

<問い合わせ先>

村上孝弘（大学評価学会、担当理事。龍谷大学 図書館事務部）

e-mail : mkami@ad.ryukoku.ac.jp、TEL : 075-645-7885、FAX : 075-648-8691

細川孝（大学評価学会事務局、龍谷大学経営学部）

e-mail : hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp、TEL・FAX : 075-645-8634

第24回研究会が開催されました

去る6月28日（土）、龍谷大学深草学舎紫英館6階会議室で第24回研究会が開催されました。「サルコジ大統領の下でのフランスの大学改革」をテーマに、今年3月に2年間のフランス留学から帰国されたばかりの早稲田大学の岡山茂氏が報告されました。なお本研究会は龍谷大学国際社会文化研究所の共同研究との共催で行われました。

岡山氏は、報告の冒頭で、G8にあわせて開催されるG8大学サミットのもつ問題性についてコメントされました。その中で印象的だったのは、大学サミット自体が、伝統的な大学の理念に反するものであるということ、G8を名乗りながら、G8以外の国からも参加しているし、G8からでも限られた大学しか参加していないということです。また、日本から参加する11大学のうち、世界大学憲章に署名しているのは4つの大学に過ぎないということです（日本の大学で憲章に署名しているのは9大学とのこと）。

冒頭で提起された、G8大学サミットの問題性は、報告テーマである「サルコジ大統領の下でのフランスの大学改革」にもつながるものでした。岡山氏は、2007年8月に制定された「大学の自由と責任に関する法律」のポイントと、法案審議の過程における大学人の廃案を求める運動の動向について解説されました。そこでは、フランスが日本の大学「改革」から学んでいる

ことが指摘されました。あわせて、クリスチャン・ギャランの「日本では、ヨーロッパ大陸型の大学は、2004年4月に死んだ」との発言も紹介されました。

報告の最後に、岡山氏は「地下大学／東京」の取り組みに言及されました。「非正規労働者のための、非正規教員による、非正規大学」とされる「地下大学」は、「条件なき大学」をつくる試みであることが紹介されました。そして、G8大学サミットに集う学長たちに発する問いとして、「人文系学部、かつての大陸型の大学を軽視することは、人類の未来をなくすことにつながるのではないか」と述べました。

岡山氏の報告を受けての質疑応答では、フランスにおける「無償性」の意味、グランド・ゼコールと大学との関係などをめぐって議論が深められました。

以上 細川孝（龍谷大学）

学会年会費納入のお願い

6月に学会年会費の請求をいたしました。会費納入がまだの会員の方はよろしくお願いいたします。なお、過年度分をまだお支払いいただいていない方には、別途ご連絡いたします。ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

財政担当の事務局次長 細川孝

連絡先：TEL. 075-645-8634（直通）、e-mail : hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp

シリーズ 大学評価をめぐる動向 一米国一 第1回

誰が質を決定し、保証するのか

佐藤 仁（九州大学）

アクレディテーション発祥の地である米国では、近年、連邦政府によるアクレディテーションへの関与について様々な議論が展開されている。その一つとして、Council for Higher Education Accreditationの代表であるEatonの論考を紹介したい。この論考では、大学、アクレディテーション団体、連邦政府の「適切な」関係性について論じられている。

高等教育に対するアカウンタビリティの増大というコンテキストは、アメリカだけにとどまらず、世界各国で共通している。そして、この状況に対して、各国では「評価」という名で制度が整備され、多種多様な仕組みを確認することができる。世界的な高等教育の質保証の議論が進んでいるように、われわれは今後も諸外国からの知見を学ぶ必要があることに異論はないだろう。ただしその際に、評価方法や基準といった枠組みだけでなく、大学における学術的な質は誰が決めるのか、誰が保証するのかという根源的な問いを意識しておく、それぞれの評価制度の違った顔を見ることができるかもしれない。

* 本連載では、米国における大学評価の動向について、近年の論文や新聞記事等を紹介し、若干の考察を加えていく予定である。

19世紀末まで遡るアクレディテーションの歴史において、大学とアクレディテーション団体（大学によって構成されている）との間には、自治（self-governance）や自己規制（self-regulation）といった言葉で特徴づけられる関係が存在していた。すなわち、大学自らが学術的な質（academic quality）を決め、それを保証するシステムが米国には根付いていた。

この二者の間に割って入ったのが、連邦政府である。第二次世界大戦後、連邦政府はアクレディテーション団体を認証し、認証された団体からアクレディテーションを受けた大学の在籍学生に教育給付を行うようになった。このシステムにおいて連邦政府は、学術的な質の保証における「信頼できる組織（reliable authority）」としてアクレディテーション団体を位置づけており、アクレディテーションを通じた学術的な質の保証という仕組みを大学に任せていた。つまり、三者の「適切な」関係は、学術的な質に関しては大学とアクレディテーション団体が決定・保証し、連邦政府がそのような特徴を有した米国全体の高等教育の価値と効果を尊重し、是認するということにあった。

しかしながら、近年の動向はこの関係を大きく崩すものであるという。その背景のキーワードが、“enhanced accountability”である。今や高等教育に対して多大な投資をしている連邦政府

は、アカウンタビリティが追及される社会状況の中で、大学が何をしているのかを把握し、それを社会に対して説明する必要がある。このような中で、2005年に連邦教育省長官のSpellingsによって設置された高等教育将来検討委員会は、アカウンタビリティをめぐる議論を通して、アクレディテーション団体と大学に次のことを求めている；学生の到達度や大学のパフォーマンスに関してより多くの証拠を示すこと、公衆がそれらの情報に簡単にアクセスできるようにすること、その情報の大学間比較の方法を開発すること、そして大学における学習の基準を開発すること。

Eatonは、この要求に従った政策が進めば、三者の「適切な」関係が崩れるとし、さらにはアクレディテーションの連邦化（federalizing）に帰結すると指摘している。そこで、アカウンタビリティの増大という背景を踏まえた三者の新しい「適切な」関係を構築すべきとして、以下の五点を提起している。それは、①学術的な質に対する主要な責任は大学とアクレディテーション団体にあることを連邦政府が再確認すること、②連邦政府によるアクレディテーション団体の認証機能を廃止する、もしくは徹底的に精査すること、③大学がパフォーマンスに関する証拠を作り、それを公衆に示し、大学間での比較をし、そして質に関する基準を策定するように努力すること、④アクレディテーション団体も③と同様の努力を行うこ

と、⑤大学とア krediteーション団体は、学術的な質に関するリーダーシップを示す新しいシンボル（大学のパフォーマンスに関する全米レベルのデータベース構築など）を立ち上げることである。この提言の根底には、学術的な質の決定・保証という機能を連邦政府が奪うのではなく、大

学とア krediteーション団体にその責任を持たせておくべきであるという意図が存在している。（参考文献）

Eaton, J. (2007) "Institutions, Accreditors, and the Federal Government: Redefining Their 'Appropriate Relationship'", *Change*, 39, 5, 16-23.

【大学評価学会の日誌】

2008年

6月28日（土）第24回 研究会（龍谷大学）

7月11日（金）第Ⅲ期のパンフレット

（「大学評価学会入会案内」）

完成・納品

7月29日（火）第3回 事務局会議（龍谷大学）

〈今後の予定〉

8月30日（土）第25回 研究会（10：30～

於：キャンパスプラザ京都2階）

8月31日（日）第Ⅲ期 第2回理事会

（10:30～、於：龍谷大学深草学舎

紫英館6階会議室）

11月15日（土）第26回 研究会（13：30～

於：東京国際大学早稲田サテライト）

大学評価学会2007年度 決算監査報告書

2008年3月12日

監査報告書

大学評価学会 御中

2007年度（2007年3月1日～2008年2月29日）大学評価学会の決算を本日監査いたしました。帳簿、証憑はすべて正確に処理されていることを認めます。

なお、2007年度決算の監査の際に口頭でお伝えしましたように、学会費の徴収に格段の努力をいただきますようお願いいたします。

以上

会計監査人

前藤敏康

会計監査人

山西可三

編集 後記

本号から川口洋誉氏、佐藤仁氏による連載「国内外の大学評価に関する動向について」が始まりました。ご期待ください。それにしても猛暑が続きます。皆様お変わりありませんか。外はアスファルトからの輻射熱に頭がクラクラ、一方建物や電車の中は過剰な冷房でゾクゾク。この温度差で益々体力消耗。わざとらしい暑さはまさに人災だと実感。8月の研究会、京都はまだまだ厳しい残暑の中かもしれませんが、ぜひ一緒に外気が凍るぐらい熱く語り合いましょう。ご自愛のほど。（な）

編集・発行：大学評価学会事務局

〒612-8577

京都市伏見区深草塚本町67

龍谷大学 重本研究室 気付

Tel：075(645)8630（重本）・8634（細川）

e-mail: sigemoto@biz.ryukoku.ac.jp

URL：<http://www.unive.jp/>